

新 監 査 第 271 号
令和元年 8 月 5 日

請求人 様

新潟市監査委員 高 井 昭一郎
同 風 間 ルミ子
同 竹 内 功

新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和元年 6 月 12 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

なお、本件について、伊藤監査委員は、自治法第 199 条の 2 の規定に基づき除斥しました。

記

第 1 請求の内容

1 請求の提出日

令和元年 6 月 12 日

2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

（1）主張事実

ア 新潟市無料法律相談業務（以下「本件業務」という。）について、平成 31 年 2 月 19 日付けで新潟県弁護士会会員より新潟市広聴相談課（以下「広聴相談課」という。）市民相談室長宛に発出された意見書（以下「本件意見書」という。）では、「弁護士を紹介する行為自体に何ら問題はありませぬ。」と記載されている。一方で、法律相談業務委託契約（以下「本件契約」という。）第 14 条では、

「個々の弁護士事務所の連絡先の紹介や、名刺を渡す等の営業行為を行ってはならない。」と規定されている。

本件業務を所管する広聴相談課長は新潟県弁護士会と交わしている契約に違反し、新潟県弁護士会に対し委託料等を支払っている。

イ 本件契約第 14 条では、営業行為の禁止が規定されていることから、新潟市は営業行為が行われていないことを確認しなければならないにもかかわらず、その確認を怠っている。

ウ 新潟市は、新潟県弁護士会が本件契約を順守していないのに、新潟県弁護士会に対して基本となる委託料に交通費相当分を加算した委託料を支払っており、これは新潟市に損害を生じさせている。

エ 本件意見書では、広聴相談課から新潟県弁護士会へ、本件業務において営業行為があったかどうかの「確認依頼は不要だったと考えます。」と回答している。更に、これ以前に広聴相談課の課長補佐と係長が新潟県弁護士会へ赴き、営業行為があったかどうかの回答を求めた際は「回答しない。」と拒否されている。

(2) 措置請求

新潟市は新潟県弁護士会と対等にコミュニケーションを図り、本件契約が履行されるよう改善を請求する。

第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

1 住民監査請求の対象について

請求人は、本件請求において、本件契約第 14 条で禁止する営業行為が行われているにもかかわらず、営業行為の有無についての確認が行われずに委託料が支出されたことが、自治法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金の支出であると主張しているものと解される。

住民監査請求について、自治法第 242 条第 1 項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害

を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定められており、その請求対象については、平成2年6月5日最高裁判決で、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」と判示している。

これを本件請求についてみると、本件請求に係る委託料の支出について、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面等の資料を総合しても、監査委員が監査するにあたって他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示されているとは認められず、請求の特定を欠くものとして監査委員が監査をする義務を負わないものといわざるを得ない。

2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。